

平成30年度第2回半田市障がい者自立支援協議会議事録

開催日時	平成30年10月29日(月)	14時00分～16時00分
開催場所	半田市役所 会議室303・304	
会議次第	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告事項  (1) 各部会等からの報告について  ・就労部会  ・こども部会  ・地域連携・ひとり暮らし部会  ・権利擁護部会  ・地域生活支援部会  ・強度行動障がいに係る支援体制検討会  ・医療的ケア児支援に係る検討会</p> <p>3. 協議事項  (1) 障害者差別解消法における支援地域協議会について</p> <p>4. グループワーク  (1) 障害者差別解消法における支援地域協議会の在り方について</p> <p>5. その他</p>	
出席委員 ( )は欠席委員	加戸和徳、大田優子、藤田理格、立石佳輝、金森大席、井上将志、満留禎依子、岩橋康悟、神谷日出明、竹内稔晴、杉江徳長、山本加代子、石川茂子、岡崎将司、前田博、石川幸彦、(小林智子)、古田安徳、小田京子、(北村遼) ※敬称略	
事務局	福祉部長：新村 健康子ども部長：笠井 高齢介護課長：倉本、幼児保育課長：高浪 保健センター事務長：山口 学校教育課：百武、地域福祉課長：榊原	

	<p>地域福祉課 副主幹：杉浦、主事：村瀬、事務員：片山  子育て支援課長：伊藤、主査：内藤、主事：田中  半田市障がい者相談支援センター長：加藤  副センター長：徳山、小島</p>
次 第	議事概要
1. 会長あいさつ	<p>(加戸会長)  今年の夏は猛暑であって、夏が過ぎるころには非常に強い台風も来た。また、最近は寒暖の差が著しくなってきたが、各委員についてはこれからも体調には十分気を払っていただきたい。</p>
2. 報告事項 (1) 各部会等からの報告について	<p>(加戸会長)  次第2の報告事項(1)各専門部会及び検討会から説明願う。なお質疑等については、すべての説明終了後とする。</p> <p>●就労部会（立石）資料：P 6～7  P 7にある障がい者雇用フォーラムを10月19日に開催した。初めての1日企画であったが、午前と午後合わせて計40名ほどの方に参加いただけた。また、同時並行でハローワークをお願いしていたマッチングサポートフェアも開催し、全体として前年度よりも良い内容で終えることができたと思っている。  来月以降には子ども部会との合同企画も予定しており、部会の開催も計画しているため、予定通り進めていけたらと思う。</p> <p>●子ども部会（藤田）資料：P 9～14  8月7日に児童発達管理者を対象にターゲット別研修を行った。講師に株式会社アソシアの神谷氏を招き、演習を中心に行っていた。  8月21日に学校の先生を対象にした事業所見学を行なった。午前の部では中学校の先生を、午後の部では小学校の先生を対象とした。大人の事業所から子どもの事業所まで見学を实</p>

施した。

就労部会と合同で11月16日にお仕事ガイダンスを開催する予定である。主に事業所のブース出展を中心に、特別支援学級に通う子どもの保護者を対象として事業所紹介を行う。

12月にターゲット別研修の実施を予定している。現場向けの職員を対象として研修を行う。

●地域連携・ひとり暮らし部会（井上）資料：P15～16

5月、7月、9月に部会を行った。現在地域移行を利用している方の経過や、その後の生活について関係機関と確認しながら進めている。また、精神障がい者の退院後の支援について保健所から説明をいただいたり、知多地域の圏域会議の中にある精神保健福祉部会の研修に部会での参加を検討したりしている。

●権利擁護部会（金森）資料：P17～18

今年度部会は全3回行った。主な協議内容としては、障害者差別解消法における支援地域協議会の在り方について、当事者の社会参加の後押しについて、障害者差別解消法の研修についてである。

当事者の社会参加の後押しとして、11月10日に行われる産業まつりに部会で参加する。また、当事者がどういったところに社会的障壁を感じているのかを知るためのヒアリングや事業所へのアンケートの実施を検討している。

今後の部会では支援地域協議会と権利擁護部会との関係性についても協議していく予定である。

●地域生活支援部会（満留）資料：P19

部会では障がいのある方の宿泊体験について検討している。障がい児の宿泊体験は既に1回実施し、障がい者の宿泊体験は11月に1回目の実施が予定されている。宿泊体験の実施が少ないという課題があるため、今後どのような形で宿泊体験を行っていきけるか部会で検討していく。また、宿泊体験の目的や評

価等についても併せて整理していく。

その他には、障がいのある方の居場所づくり（フリースペース）の検討も引き続き部会で行っていく。

（事務局：村瀬）P20～24

地域生活支援拠点の整備を目的として9月10日に大阪の総合支援施設「みずほおおぞら」に視察に行ったので、結果を報告する。半田市では面的整備として平成29年度から地域生活支援拠点の整備に取り組んでいるが、総合支援施設「みずほおおぞら」は1つの建物に集約している多機能拠点型である。この施設は先進事例であり、半田市としても多機能拠点型の必要性について部会を中心に検討していきたい。

●強度行動障がい支援プロジェクト（大田）資料：P25

今年度は支援者養成研修を知多半島南圏域で合同開催という新たな取り組みを実施した。半田市26名、常滑市11名、武豊町13名、美浜町1名、南知多町5名、その他（北圏域の訪問看護事業所）2名が参加している。今年度の障がい福祉サービスの報酬改定において基礎研修を受けることで児童分野と生活介護での加算が取れるようになった。

基礎研修で学んだことが事業所の中での支援に行き届くように、今年度はフォローアップ研修を新たに実施している。全部で5回の日程で計画しており、既に2回実施している。来年度以降も続けていく予定である。

半田市は拠点が面的整備ということもあり、各事業所の役割が重要になってくる。

当初はこの検討会は5年間での計画であり、来年度が最終年度である。今後どうしていくかはまた意見を伺いたい。

●医療連携検討会（内藤）資料：なし

今年度は検討会を全4回開催する予定である。既に3回開催している。内容としては医療的ケア児の情報共有、事例検討、課題に対する協議を行っている。今後は、医療的ケア児が出生し病院を退院した後の保護者が行う手続き一覧表を作成する予定である。

医療的ケア児のコーディネーターについて報告する。平成30年3月に作成した障がい児福祉計画の中には、医療的ケア児のコーディネーターについての計画を盛り込んでいる。

今年度、愛知県において医療的ケア児のコーディネーター養成研修が実施されることに伴い、半田市から保健センターの間瀬氏と障がい者相談支援センターの加藤氏の2名を受講者として推薦している。理由としては、半田市では現在、医療的ケア児のコーディネーターを配置していないが、医療的ケア児が地域で暮らすうえで出生から支援までの繋ぎ部分を医療分野においては保健センターが担っており、福祉分野においては障がい者相談支援センターが担っているからである。

(加戸会長)

以上ですべての説明が終了したが、何か意見や質問はないか。

(大田委員)

就労部会のダイジェストの中で、平成29年度の就職者・退職者等告の欄があるが、対象になっている方はどういった方が伺いたい。

(立石委員)

何かしらの支援を受けており、結果就職につながった方が対象となっている。障がいのある方が支援を受けずに1人でハローワークに行き就職につながった方は対象になっていない。

(加戸委員)

今年度の上半期での就職者、退職者、実習者は去年に比べて多い数字であると感じるが、実際のところ今年度1年を通しての就職者はどのくらいになりそうか。

(立石委員)

前年度は1年を通して41名の就職者であったことを考えれば、今年度は既に上半期で27名就職者がいるため、前年度を超える勢いであるが、就労移行支援の利用者の数が減ってきている現状があるため、正直1年を通して40名を超えるかは分

	<p>からない。</p> <p>(加戸会長)</p> <p>各部会ダイジェストでかなり詳しく取り組み内容が載っているが、もっと詳しく知りたいということがあれば是非部会長や事務局に聞いていっていただきたい。</p>
<p>3. 協議事項</p> <p>(1) 障害者差別解消法における地域協議会について</p>	<p>資料：P 2 6</p> <p>(事務局：片山)</p> <p>支援地域協議会の想定している在り方について資料に沿って説明する。実際にこの協議会において取り組む内容等についてはこの場で委員から意見をいただきたい。</p> <p>まず障害者差別解消法について説明する。この法は障がいの有無に限らず、誰もが自分らしく生きられる共生社会の実現を目的としており、そのためには障がいを理由とする差別を解消する必要があると謳っている法律である。ここでは「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と定義しており、その解消に向けた施策を地域ごとに講じることが地方公共団体において責務とされている。</p> <p>支援地域協議会は障がいを理由とする差別の相談や障がいを理由とする差別の解消のために必要な取り組みを効果的かつ円滑に行っていくよう法第17条に基づき設置するものである。</p> <p>支援地域協議会の体制として、半田市では現在、代表者会議と担当者会議の2つの会議の設置を検討しており、代表者会議では相談事例の共有や、対応についての検討を行い、障がいを理由とする差別の解消に資する取り組みについても意見をいただく想定をしている。担当者会議については、事務局として位置づけ、主に相談を受けた際の受理・調整、協議会に関する事務、差別を解消するための取り組みについての調整を行う想定をしている。</p> <p>障がいを理由とする差別を解消する取り組みといっても、幅広い取り組みが想定されるため、半田市障がい者自立支援協議会の運営会議を活用して取り組みについての協議を行ったり、各専門部会を活用して各分野からの情報収集を行ったりするなど、連携していきたいと考えている。</p>

(加戸委員)

これは障害者差別解消法における支援助地域協議会を設置したいという案である。国の指針でも支援助地域協議会の設置について検討することとされている。是非委員から意見を言っていたきたい。

(岩橋委員)

資料に載っている協議会の取り組む内容について、現段階で想定している内容を具体的に教えていただきたい。

(事務局：小島)

実際に協議会でどのような内容を議論するかはこれから決めていく部分である。障がい理由とする差別の相談事例の共有・検討については、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されてから市役所に届いている差別の相談事例のケースについて協議会で共有し、対応ノウハウなどを蓄積することを想定している。

障がい理由とする差別の解消に関する取り組みの共有・分析・発信については、まず何をやっていくべきか考えたところ、半田市の中にある企業をはじめ、様々な所にある合理的配慮の好事例を収集し、それを発信していきたいと考えている。これは普及啓発にもなると思う。

(加戸委員)

地域の方たちに差別の解消に資する取り組みについて発信することが何よりも大切であり、それを受けて色々な方たちが差別の認識を持つことにつながる。

差別に関する事案があがってこれば、課題として取り上げ、協議会としても運営し易くなると思う。

現在は手探りの状態ではあるが、こういったことを取り組んではどうかという意見は委員からはないだろうか。

(杉江委員)

障がいといっても色々な障がいがある。例えば、視覚障がいや聴覚障がいなどでは配慮する部分が異なってくるため、その

	<p>ことなどについても考えていく必要があるのではないか。</p> <p>(加戸委員)      身体に障がいのある方だけでなく、知的に障がいのある方や精神に障がいのある方においても色々なところで差別され、配慮がされていない状況もあると思う。福祉分野に関わっていない方たちや関心のない方たちに対してはどうやって啓発をしていくべきかについても検討していく必要がある。</p> <p>(岩橋委員)      支援地域協議会の構成については現段階ではどういう想定をしているか。</p> <p>(事務局：榊原)      既存の協議会等で行うか検討している段階である。</p> <p>(加戸委員)      障害者差別解消法は福祉に限った分野の方だけではなく、福祉に関わりのない分野の方たちも巻き込み、情報を共有、発信することが大切である。どの分野の方に委員として協議会へ入っていただくか決めることは大変難しい。      支援地域協議会がどのような構成になったか次回の本会で報告していただきたい。平成31年4月に支援地域協議会の設置ができるよう事務局で準備を進めていただきたい。</p>
<p>4. グループワーク          (1) 障害者差別解消法における支援地域協議会の在り方について</p>	<p>資料：P 27          (事務局：小島)          先ほど協議事項で取り上げた支援地域協議会であるが、このグループワークにおいて地域の好事例について、また、見えにくい差別事案について委員から体験談等を踏まえ共有しあっていただきたい。</p>



## Aグループ

### 好事例

- ・名古屋の店に来店した際に、入口のドアを店員が開けていてくれる。
- ・障がいのある方がアパートに住み続けられるように、大家さんが会議にも参加し、考えてくれている。
- ・サービスエリアで店の商品グラスをばらまいてしまっても、店員さんが「大丈夫ですよ」と嫌な顔せずに対応してくれた。
- ・車いすでも行ける場所が記載されている専用ガイドマップがあった。
- ・以前より、通帳を作る時などは本人に対して分かりやすい説明がされるようになった。
- ・ホテルを予約する際にメールで「足が不自由なため」など事前に伝えたところ、本人に合った椅子が部屋に用意されていた。
- ・お店で一度お願いした内容が2回目以降も引き継がれ、対応されていたこと。

### 見えにくい差別

- ・電車の中で障がいのある方が他の乗客に「どこ行く？」と聞いたところ、ほとんどの乗客が対応しなかった。対応しなかった女性の方が「どのように話してよいか分からず対応できなかった」と言っていたため、自然体で対応すれば良いですよと伝えた。
- ・障がいのある方は「しっかりしなければならない」という理由で趣味まで制限させられている。
- ・国家資格の実習を受けに行ったところ、実習の決まりごとを理由に、障がい特性に配慮されず実習中止とされた。
- ・障がいのある支援者（ヘルパー）が障がいを理由に支援を受け入れてもらえないことがあった。
- ・障がいの支援施設は常にうるさいと思われていることから、偏見をもたれていると感じる。

## Bグループ

### 好事例

- ・床屋が社会福祉施設に出張して散髪してくれる。
- ・飲み物にストローを添えてくれたり、食事を刻んで出してくれたりする飲食店がある。
- ・コンビニで店員が用件を尋ねてくれる。
- ・小売店が社会福祉施設に出張して服を販売してくれる。
- ・お店で買い物・支払いの練習をさせてくれる。
- ・その人の能力に合わせた仕事を割り当ててくれる。
- ・みんなと一緒に成長していく考えをもっている保育園や幼稚園がある。
- ・遠方の職場へ行くのに車での送迎対応をしてくれる。
- ・車イスでも行ける店を教えてもらえる。
- ・学校のテストなどで、ペール（拡大鏡）の持ち込みを認めてもらえたり、漢字にルビを振ってくれる学校がある。
- ・電動車イスで祭りに行ったが、人混みで身動きがとれなかったときに周囲が助けてくれた。
- ・電車の切符購入などで駅員が手助けをしてくれた。
- ・街中に車イストイレが以前より増えた。介助をしてくれるところもある。
- ・道路の段差が解消され車イスの移動がスムーズになった。
- ・金融機関にて代筆してくれるようになった。
- ・金融機関にてATMの操作練習をさせてくれた。

### 見えにくい差別

- ・商店にて、支払いの際に素早くできずゆっくりしていたら店員に冷たい態度をされた。
- ・道案内の際、意思疎通があまり取れないため、手振りで教えていたら途中で打ち切られた。
- ・代筆してくれない金融機関があった。
- ・スポーツジムで障がい者手帳を提示したら入会を拒否された。
- ・不動産会社で障がい者ということで物件紹介を断られた。
- ・本人は差別と思ってなくても、「事前に予約・調整しないといけない」と考えること自体が差別と思われる。
- ・鉄道の駅でエレベーターが付いているものの無人な駅がある。

- ・障がい者を理由に就職を断られた。
- ・障がい者の賃金が低い。
- ・バスなどは車イスマークが付いているが、実際に試してみないと乗車できるかわからない。
- ・電動車イスとシニアカーの区別がついてなく、電動車イス・可、シニアカー・不可な場所で、電動車イスを拒否された。
- ・障がいだからと何事もスルーされることは差別である。
- ・車イス用駐車場に非対象者の車が駐車されている。
- ・学校施設の設備をバリアフリーなどに対応していくには時間を要する。
- ・市営住宅や公共施設は障がい者の配慮がない建物が多い。(古い施設で改修されていない)

## Cグループ

### 好事例

- ・検定試験では車いす用のトイレがある会場のみを選び、聴覚障がいに対して紙面で案内をするなど配慮している。
- ・バギーで出入りしやすいよう店内でレイアウトの配慮をしてくれた。
- ・大型のショッピングモール等では、ボタンが低めの自動販売機やエレベーターを設置している。
- ・イベントの参加枠に、障がい者含めた「子育て世帯枠」があり、参加しやすかった。
- ・好事例を具体的に示すことで、市民が初めて理解できる。広く広報すべき。
- ・差別解消の取組みに対して半田市が表彰してはどうか。

### 見えにくい差別

- ・巡回バスの車いす用の座席を利用するには予約を求められる。
- ・バス等に乗る際に、障がい者手帳の提示を厳しく求められるようになった。
- ・重症心身障がい児とその親に対し、「療育が必要なのか？」など、心無い声があった。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーの店長に「来店の際は事前に一報ほしい」と言われた。</li> <li>・無意識に差別している怖さがある。</li> <li>・障がい種別によっては外見から気づきにくい。</li> </ul>
5. その他	<p>事務局：加藤)</p> <p>障がいがあり、車椅子を常時利用されているシェフの方が常滑で料理教室を開催する。参加は10名ほど可能であるとのこと。介助者はいないため、介助を必要とする方がいれば介助者の参加も必要である。</p> <p>300円のマテリアル費がかかるが、就労を目指している方をはじめ、是非参加を進めていただきたい。また、300円で出来る調理をWOODLANDのホームページに掲載するとのことであるので、参考にもしていただけたらと思う。</p> <p>(事務局：榊原)</p> <p>今年の7月20日にヘルプマークの配布を半田市でも開始した。まだまだ地域には周知が行き届いていないと感じている。委員については事業所はじめ、さまざまな所でヘルプマークの周知にご協力いただきたい。配布場所は地域福祉課と半田保健所総務企画課の2か所である。</p>
	<p>(加戸会長)</p> <p>それでは、これで第2回半田市障がい者自立支援協議会を終了する。</p> <p>今年度最後である第3回は2月か3月を予定しているので、また参加についてよろしくお願ひしたい。</p>